

## ○被害者等に対する適切な説明の実施について

(平成27年2月5日島広報甲第94号ほか県警察本部長通達)

被害者連絡については、島根県警察犯罪被害者支援要綱の制定について（平成23年9月22日島警第5102号ほか本部長例規通達）及び被害者連絡実施要領の制定について（平成19年4月19日島相談甲第237号ほか本部長例規通達）（以下「被害者連絡実施要領」という。）により、確実な実施に向け取組を進めているところである。

犯罪被害者等基本計画等により、刑事裁判への被害者参加制度を始め、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための施策が強化されたことなどを背景として、被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）の意識も以前とは変わり、警察からの被害者連絡を待つだけでなく、積極的に警察に対して、刑事手続の概要、自ら被害を受けた事件に係る擬律判断の理由や捜査状況等（以下「刑事手続等」という。）についての説明を求めてくるケースが増えているところである。

こうした状況を踏まえ、引き続き、被害者連絡実施要領に基づき、確実に被害者連絡を実施するとともに、被害者連絡実施要領に定める連絡対象者（以下「連絡対象者」という。）から刑事手続等について説明を求められた場合は、下記の事項を徹底し、これに適切に対応することとされたい。

### 記

#### 1 連絡対象者からの説明要望に対する組織的対応

##### (1) 基本方針

ア 被害者連絡を実施した際を含め、連絡対象者から刑事手続等について説明を求められた場合は、連絡対象者から事情聴取を行った捜査員等（触法少年事件の調査に携わる警察職員を含む。以下「事件担当捜査員」という。）が適切に説明を行うこと。

イ 事件担当捜査員は、連絡対象者から複雑な擬律判断を要する事項について説明を求められた場合、捜査結果等に対して連絡対象者の理解が十分得られておらず組織的な対応が必要と認められる場合、その他必要があると認められる場合は、説明要望事項及びそれに対する対応方針等について、警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長の決裁を受けた上で改めて連絡対象者に説明を行うこと。

ウ イの場合において、連絡対象者からの説明要望事項の内容等を勘案し、必要があると認められる場合は、事件担当捜査員ではなく、警部補以上の幹部が説明を行うものとし、この場合の説明は可能な限り面談により行うよう努めること。

また、説明を行う際は、必要に応じて被害者連絡責任者が同席すること。

エ 交通事故事件の連絡対象者から、被害者連絡における説明内容又は説明方法について要望、意見が申し立てられるなど、組織的な対応が必要な事案につい

ては、交通部交通指導課に設置された被害者連絡調整官との連携を図った上で対応すること。

オ 上記アからウまでの対応を行ったときは、その状況を被害者連絡実施要領に規定する被害者連絡経過票に記載すること。

(2) 事件担当捜査員が不在である等の理由により(1)による対応をとることができない場合

ア 被害者連絡責任者その他連絡対象者に対する説明を行うことが適当と認められる者が在席しているときは、事件担当捜査員に代わり、この者が(1)により対応をとること。

イ アに記載した場合以外の場合は、説明を求めてきた連絡対象者に対し、事件担当捜査員等による対応は困難であり、改めてこちらから連絡する旨を丁寧に説明し理解を得るとともに、事件担当捜査員に確実に引き継いだ上で、(1)に準じて適切に説明を行うこと。

## 2 関係機関・団体への引継ぎ

連絡対象者が説明を求めてくる事項の中には、起訴罪名に関する疑問や、刑事裁判への被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度の具体的運用に関する事等、他機関・団体の判断により決せられ、警察が責任を持って説明することが難しいものもあると考えられるが、このような事項については、警察で説明を行うことによって、連絡対象者に誤った情報を教示したり、誤解を与えたりすることにもなりかねない。

そこで、このような事項について説明を求められた場合は、警察では責任を持った対応ができない旨を連絡対象者に丁寧に説明した上で、検察庁等当該事項について責任を持って説明することができる適切な機関・団体に引継ぎを行うこと。

引継ぎを行う際には、単に当該機関・団体の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関・団体に警察から連絡を行うなど、確実な引継ぎがなされるようにすること。

## 3 被害者等の心情に配慮した対応

被害者等に対する説明に当たっては、被害者等に対する配慮に欠けた対応によって二次的被害を生じさせることがないように、個人の尊厳を十分に尊重するとともに、相談室等の利用、被害者等が女性である場合被害者等からの要望に応じた女性職員の対応など、被害者等の心情に配慮した対応をすること。

## 4 事件担当捜査員に対する指導教養

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）において、被害者等に対する配慮（第10条の2）及び被害者等に対する通知（第10条の3）が規定されており、捜査幹部は、これを踏まえ、事件担当捜査員に対して、被害者等に対する適切な対応について指導教養を徹底すること。